

令和4年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

はじめに

社会福祉法人和歌山県福祉事業団は、昭和40年に設立され、平成18年3月まで管理委託制度の下、県立施設の運営を県の委託により行ってきました。

平成18年4月1日からは、指定管理者制度により県から非公募による指定管理者として、県立入所施設の運営を行うとともに、施設入所利用者の地域移行、また、在宅障害児者・家族の方々への相談支援等の在宅福祉サービスの展開を図ってきました。

そして平成23年からは、県より県立入所施設（8施設）の土地の無償貸与、建物の譲渡がなされ、念願であった自主運営の道を歩み始めました。

平成24年度以降は、法人の運営方針に則り、多岐多様な福祉サービスにより、利用児者の方々の「思い・願い」を大切に、総合的に提供されるよう創意工夫すること、個人の尊厳を遵守しつつ、個々に応じた主体的な生活を営む為の支援をすること、そして事業所ならびに核となる本部が緊密に連携して、多くの利用児者、家族の方々の福祉ニーズに合ったサービスを企画・立案するなど、実践と検証を進めて参りました。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の蔓延は、施設にとって感染対策が最優先事項になり、利用者の方々の生活は一変、ご家族の面談や活動等にも大きな制限をもたらしました。特に令和4年度には、新型コロナウイルス感染症が広範囲に蔓延し、多くの施設、グループホーム、通所事業所でクラスターが発生しました。令和5年度には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類に変更されることが予定されており、徐々に新型コロナウイルス感染症蔓延前の日常の生活に戻していくことができるようになります。ただ、令和5年度以降も基本的な感染対策は維持しつつ、利用者の生活の質の向上に努めていきます。

以下より、令和4年度の特徴的な事業を報告します。

1. 事業実施報告について

(1) 障害児者福祉分野

- 就労B型事業所あいショップ（和歌山市）が、農山漁村振興交付金（総事業費27,280,000円、交付額10,000,000）補助金を受け、和歌山市小倉整備した水耕栽培施設が本格稼働し、農福連携事業として山葵等の栽培を開始しました。
- 多機能型事業所ハッスルが、令和4年4月に事業見直しを行い、利用ニーズがほとんどなかった就労移行支援事業を廃止。また、就労継続支援B型事業を12名から10名に定員変更を行い、事業運営の適正化を行いました。
- 多機能型事業所陽の生活介護事業が、令和4年6月に印南町内の高台に津波浸水地域からの移転を目的に新築しました（社会福祉施設等施設整備費補助金 総事業費119,853,800円、補助金89,182,000円）。この移転に伴い生活介護事業の定員を15名から20名に、就労継続支援B型事業の定員を10名から13名に増員し、より多くのニーズに対応できるように変更しました。
- 多機能型事業所あかり（海南市）隣接地を購入し、就労継続支援B型事業「うどん うかわ」等の駐車場整備を行いました。
- 生活介護事業所きらり（紀の川市）が、浸水地域及び耐震基準外物件からの移転により、令和3年度補正予算での社会福祉施設等施設整備費補助金（総事業費174,303,800円、補助金92,800,000円）の交付を受け、令和5年3月末に完成しました。今回の移転に際し、機械浴槽の設置に加え看護師を配置し、重度障害や医療的ケアの必要な利用者の受け入れ態勢を整えました。
- 令和4年度補正予算での社会福祉施設等施設整備補助金において、2件のグループホームが交付決定されました。そのため、令和4年度に印南町での第2陽だまりホーム（事業総額81,180,000円、補助金29,238,000円）、太地町でのたいじホーム（仮称）（事業総額79,750,000円、補助金23,961,000円）について工事着工を行いました。第2陽だまりホームは定員7名に加え短期入所専用居室1名、たいじホーム（仮称）は定員7名で令和5年度中の完成を目指しています。
- 各障害児者入所施設から9名の方が令和4年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、由良みのり園2名（グループホーム）。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園3名（グループホーム3名）、南紀あけぼの園(児童)4名（グループホーム、自宅）です。

(2) 高齢者福祉分野

- 老朽化に伴い令和8年度の新築移転を計画している「特別養護老人ホーム南風園（海南省）」及び「養護老人ホーム白寿荘（海南省）」について、法人施設としてふさわしい設計者を選定するためプロポーザル方式による企画競争入札を実施しました。指名業者4社によるプレゼンテーション及び審査委員会での検討の結果、株式会社松田平田設計を選定し、結果通知を行いました。設計監理業務等委託契約については、令和5年度に締結予定です。
- 当法人の高齢者分野（南風園、白寿荘、小規模多機能型居宅介護事業所きずな館）では、経営の立て直しが課題としてあります。令和4年度は、海南省との協議により白寿荘の経営改善に取り組みました。海南省の積極的な協力が得られ、令和3年度の平均在籍者数が33.5人であったのに対し、令和4年度には新規利用者14名を受入れ、平均在籍者数が37.4人と改善しました。

(3) 児童福祉分野

- 国は、社会的養護（保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること）における家庭養護等を進めており、児童養護施設については、小規模多機能化・地域分散化を今後求められていることから、「ひまわり寮」について令和5年度からの小規模グループケアへの移行を目指して県と協議、計画の推進を行いました。しかし、在寮児童数が年々減少傾向にあり、小規模グループケアに必要な児童数（開始時最低15名必要、令和5年4月1日時点13名）が確保できず令和5年度の移行は見送りました。それにより、令和5年4月1日からひまわり寮の定員を30名から20名へ縮小を予定しています。

(4) 新型コロナウイルス感染対応

- 令和4年7月～8月にかけての第7波、令和4年12月～令和5年1月にかけての第8波により、当法人も新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数しました。令和4年度のクラスターによる感染者数は利用者計348人、職員計176人に上りました。特に、入所施設においては、大規模クラスターに繋がるが多く、8月に発生した牟婁あゆみ園（22名感染）で1名、12月に発生した特別養護老人ホーム南風園（47名感染）で1名が新型コロナウイルス感染症の影響によりお亡くなりになりました。他にも古座あさかぜ園で利用者・職員併せて58名の感染、由良あかつき園B棟で39名、牟婁さくら園で41名、由良あかつき園A棟で41名という大規模感染が多く発生しました。これらの事業所では、利用者の日常生活を維持するため、在籍職員の懸命な支援はもちろんのこと他事業所の職員も応援に入るなどして何とか乗り切ることができました。

- 令和4年度後半には、保護者会からの強い要望に加えて、感染法上の位置づけ変更が予定されてきたことから、できるだけ新型コロナウイルス感染症の発生前の日常に戻していくことを目指すこととしました。家族との面談、外出支援、外泊、実習等の受け入れなどについて現時点で全面的に緩和することとはなりません、各事業所の実情に応じた柔軟に対応していくこととしました。しかしながら、5類への位置づけ変更に伴い、濃厚接触の特定はされなくなり、待機期間が5日間（症状軽快から24時間経過）に短縮されることとなりますが、一方で、高齢者施設等感染リスクの高い医療機関や福祉施設では、「10日間の待機を推奨する」との文言もあり、日常を取り戻しつつも日々の感染対策を怠らないように取り組んでいきます。

2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和4年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

- 令和4年5月31日に開催した第148回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「文書管理規程、処務規則」を改正しました。

（「内部管理体制の基本方針」1の（1）及び3の（3）関係）

- 令和5年2月27日に開催した第150回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「文書管理規程、処務規則」を改正しました。

（「内部管理体制の基本方針」1の（1）及び3の（3）関係）

※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

| | | |
|---------------------|----------------|----------|
| ア 文書等管理規程 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 1の（1）関係》 |
| イ リスク管理規程 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 2の（1）関係》 |
| ウ 処務規則 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 3の（3）関係》 |
| エ 経営5ヶ年計画 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 3の（4）関係》 |
| オ 福祉サービスにかかる支援の基本構想 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 3の（4）関係》 |
| カ 職員倫理綱領 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 4の（1）関係》 |
| キ 職員行動規範 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 4の（1）関係》 |
| ク 内部通報制度に関する規程 | 《「内部管理体制の基本方針」 | 9の（1）関係》 |